

第3号様式(第11条関係)

意見公募手続(パブリックコメント)に係る修正箇所一覧

案件名: 鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例

項目	修正前	修正後
運用状況の公表	公益上必要と認めるときは、公表しなければならない。	毎年度、公益通報及び不当要求行為等の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。